

納付(納入)受託証書

受託番号	
証券種類	
振出日	年月日

委託者 〔納税者 特別徴収義務者〕	住所又は 所在地 氏名又は 名称			
振出人	住所又は 所在地 氏名又は 名称			
支払場所 (支店等)				
(番号)	証券番号	券面額	支払期日	1 本証書は徴収金(税金並びに延滞金、過少申告加算金、重加算金、不申告加算金及び滞納処分費をいいます。以下同じ。)の領収証書ではありません。受領した証券の金額を取り立てて徴収金を納付(納入)したときは、その領収証書をお渡ししますので、それまで大切に保管してください。 2 受領した証券は、区長が再委託する銀行(横浜市市税事務取扱規程第59条の3第3項に定める銀行)に取り立てを依頼し、徴収金の納付(納入)を委託します。 3 将来、本証書記載の徴収金を直ちに徴収しなければならない事情が生じたときは、納付(納入)の委託を取り消すことがあります。 4 受領した証券が、万一不渡りとなった場合には、この納付(納入)の委託を取り消し、証券をお返しします。
		円	年月日	
			年月日	
上記のとおり納付(納入)の委託を受けました。 年月日 区現金出納員 印 徴税吏員 印				

(A4)

(備考)

- この様式は、法第16条の2第2項の規定により、有価証券の委託を受けたときに、納税者又は特別徴収義務者に交付する受託証書である。
- 市たばこ税又は入湯税に係るものについて、この様式を使用する場合は、「区長」を「市長」とし、「区現金出納員」を「現金出納員」とすること。